

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2021.5.25 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドゥ・ホクトゥ経済・計画・協力大臣	2021.6.7 200号
セネガル	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	514,000 千円 2025.5.31まで	2021.6.21 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドゥ・ホクトゥ経済・計画・協力大臣	2021.7.13 229号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000 千円 -----	2021.9.30 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドゥ・ホクトゥ経済・計画・協力大臣	2021.12.9 397号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	ダカール港第三埠頭改修計画のための贈与に関する平成二十八年九月二十日付けの取極の修正に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「4,387,000千円」に改める。	2021.6.21 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドゥ・ホクトゥ経済・計画・協力大臣	2021.7.13 230号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。